

◎国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する

法律

(平成二三年八月一〇日法律第九三号)

一、提案理由(平成二二年一一月一二日・衆議院厚生労働委員会)

○細川国務大臣 ただいま議題となりました国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

年金制度は、国民生活の安定と経済社会の活力の基盤として欠くことのできないものであり、少子高齢化が急速に進行し、高齢期の生活を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している我が国においては、年金制度の重要性はさらに高まっています。しかしながら、昨今、国民年金については、保険料の納付率が低下しており、保険料を納付した期間が受給資格期間を満た

さないために無年金となつたり、納付した期間が短いために低年金となつたりする等、今後、十分な老後の所得保障を得られない方が生ずるおそれがあります。また、高齢期の生活の需要が多様化している昨今においては、公的年金制度と相まって国民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としている企業年金についても充実が求められています。

このような中で、将来の無年金、低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保を一層支援するために、国民の老後の生活設計の柱である公的年金制度及び企業年金制度等について所要の措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国民年金について、保険料を納めやすくすることで、無年金、低年金となることを防止する観点から、徴収時効の過ぎた過去の未納期間についても、納期限から十年以内であれば、保険料を納付することを可能とすることとしております。

第二に、国民年金基金について、高齢期における所得の充実を図るため、その加入員の範囲を見直し、国民年金の六十歳から六十五歳までの高齢任意加入被保険者が国民年金基金に加入できることとしております。

第三に、確定拠出年金について、企業の雇用実態に応じた制

度設計が可能となるよう、企業型確定拠出年金の加入者の加入資格年齢を引き上げ、六十歳から六十五歳までの年金規約で定める年齢とする等の措置を講ずることとしております。また、高齢期における所得の充実を図るため、企業型確定拠出年金の加入者がみずから掛金を拠出できる仕組みを導入し、当該掛け金に関し、税制上必要な措置を講ずることとしております。

第四に、厚生年金基金について、現在の厳しい経済・運用環境の悪化を踏まえ、解散する場合における負担を軽減するため、返還すべき費用の分割納付等の特例措置を設けることとしております。

第五に、企業年金制度等について、各企業年金等が、給付の支給を確実に行うため、その支給に必要となる加入者等の情報の収集、整理または分析の業務を企業年金連合会及び国民年金基金連合会に委託することができることを法律上明記し、企業年金連合会等が住民基本台帳ネットワークから情報収集等を行うことができるとしております。

このほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、国民年金保険料の納付可能期間の延長については平成二十三年十月一日までの間において政令で定める日、国民年金基金の加入員の範囲の拡大について

は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日、企業型確定拠出年金の資格喪失年齢の引き上げについては公布の日から起算して二年六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日、企業型確定拠出年金の加入者の掛け金拠出の導入については平成二十四年一月一日、その他の事項については平成二十三年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申しあげます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二十三年一月一八日)

○牧義夫君　ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の高齢期における所得の確保を一層支援するため、公的年金制度及び企業年金制度等について所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、徵収時効の過ぎた未納期間に係る国民年金保険料を、納期限から十年以内であれば納付できることとすること、

第二に、企業型確定拠出年金について、加入者がみずから掛

金を拠出できることとし、当該掛金を税制上の所得控除の対象とすること、

第三に、厚生年金基金について、解散する場合に、返還すべき費用の分割納付等の特例措置を設けること

等であります。

本案は、第百七十四回国会に提出され、継続審査となつてゐるものであります。

今国会においては、去る十一月十二日細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨日質疑を行いました。同日、質疑を終局した後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派より、国民年金保険料の納付可能期間の延長を、施行期日から起算して三年を経過する日までの措置とすること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。次いで、討論、採決を行つた結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもつて可決し、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に對して附帯決議を付すことに決しました。  
以上、御報告申し上げます。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金  
法等の一部を改正する法律

.....(略).....

○委員会修正の提案理由(平成二二年一月一七日)

○加藤(勝)委員　ただいま議題となりました国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、国民年金保険料の納付可能期間の延長を行期日から起算して三年を経過する日までの措置とするとともに、原案において「平成二十三年十月一日までの間において政令で定める日」となつていてる當該措置の施行期日を「平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日」に改めることであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二二年一月一七日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一　国民年金保険料の納付可能期間の延長を时限措置としたこと  
にかんがみ、事後納付の対象者や対象期間を分かりやすく

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金  
法等の一部を改正する法律

三二八

説明し、できる限り多くの者が事後納付できるよう本措置を広報するとともに、本来、納期限までに保険料を納付するこれが原則であることを周知徹底すること。

二 低所得者に対する保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底することにより、将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること。

三 責任準備金相当額の納付の猶予を受けている総合型の厚生年金基金について、設立事業所の事業主の一部が事業を廃止した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響、事業主の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ、検討すること。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十三年七月二十九日)

○津田弥太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、第百七十六回国会において衆議院より送付され、本院において継続審査となつてきましたものであります。

その内容は、国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について、徴収時効の過ぎた過去の未納期間についても、納期限から十年以内であれば保険料を納付する

ことを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる、いわゆるマッチング拠出の仕組みを導入するなど企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、国民年金保険料の納付可能期間の延長を、施行期日から起算して三年を経過する日までの措置とする等の修正が行われております。

委員会におきましては、保険料の納付可能期間の延長による効果及び施策の周知の必要性、マッチング拠出の導入が及ぼす影響、第三号被保険者の記録不整合問題への対応、年金制度見直しの今後のスケジュール等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、民主党・新綠風会を代表して足立信也理事より、この法律の施行期日を平成二十三年四月一日から公布の日に改める等の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して田村智子委員より原案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。  
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二三年七月二八日)  
○足立信也君　ただいま議題となつております国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

修正の要旨は、この法律の施行期日を「平成二十三年四月一日」から「公布の日」に改めるとともに、国民年金保険料の納付可能期間の延長に関する規定の施行期日を「平成二十四年四月一日までの間において政令で定める日」から「平成二十四年十月一日までの間において政令で定める日」に改めるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二三年七月二八日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、国民年金保険料の納付可能期間の延長を时限措置としたこと  
法等の一部を改正する法律  
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金

とに鑑み、事後納付の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が事後納付できるよう本措置を広報するとともに、本来、納期限までに保険料を納付することが原則であることを周知徹底すること。

二、低所得者に対する保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底することにより、将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること。

三、責任準備金相当額の納付の猶予を受けている総合型の厚生年金基金について、設立事業所の事業主の一部が事業を廃止した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響、事業主の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ、検討すること。

四、第三号被保険者の記録不整合問題について、速やかに必要な対応策を講ずるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。

右決議する。

#### 四、衆議院厚生労働委員長報告(平成二三年八月四日)

○牧義夫君　ただいま議題となりました国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金

法等の一部を改正する法律  
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金  
法等の一部を改正する法律

三三〇

る審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民の高齢期における所得の確保を支援するため、三年間の时限措置として、納期限から十年以内であれば徴収時効の過ぎた国民年金保険料の納付を可能とともに、確定拠出年金の企業型年金加入者がみずから掛金を拠出できる仕組みの導入など企業年金制度等の改善の措置等を講じようとするものであります。

本案は、前国会、本院において修正議決され、参議院において継続審査となっていたもので、去る七月二十九日、参議院において施行期日を修正の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、昨日、提案理由の説明を省略した後、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しても附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年八月三日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 国民年金保険料の納付可能期間の延長を时限措置としたこ

とに鑑み、事後納付の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が事後納付できるよう本措置を広報するとともに、本来、納期限までに保険料を納付することが原則であることを周知徹底すること。

二 低所得者に対する保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底することにより、将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること。

三 責任準備金相当額の納付の猶予を受けている総合型の厚生年金基金について、設立事業所の事業主の一部が事業を廃止した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響、事業主の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ、検討すること。

四 第三号被保険者の記録不整合問題について、速やかに必要な対応策を講じるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。